



令和2年12月7日

大臣官房 技術調査課

電気通信施設点検業務共通仕様書（案）等の改定

～電気通信施設の保守・点検を行うための基準改定を行いました～

国土交通省では、電気通信施設の管理を行うにあたり、点検基準等を定めております。この度、関係基準の一部改定を行い、令和3年度からの点検業務等に適用することとしました。

【改定した基準】

1. 電気通信施設点検業務共通仕様書（案）
2. 電気通信施設保守業務共通仕様書（案）
3. 電気通信施設運転監視業務共通仕様書（案）
4. 電気通信施設点検基準（案）
5. 電気通信施設点検業務積算基準（案）
6. 電気通信施設保守業務積算基準（案）
7. 電気通信施設運転監視業務積算基準（案）
8. 電気通信施設点検（保守）業務積算基準の運用（案）

※詳細は別添のとおり

<添付資料>

電気通信施設点検業務共通仕様書（案）等の改定について

<問い合わせ先>

国土交通省 大臣官房 技術調査課 電気通信室 小嶋、深尾

電話：03-5253-8111（内線 22364、22376）、03-5253-8223（直通）

FAX：03-5253-1536

別添

令和2年12月7日

電気通信施設点検業務共通仕様書(案)等 の改定について

大臣官房技術調査課
電気通信室

点検業務共通仕様書等の改定について

1. 点検・保守・運転監視業務共通仕様書(案)

以下の項目について見直しを行いました。

- ・成果物について、データ登録を行う対象についての記載の明確化。(点検・保守)
- ・個人情報の取り扱い、行政情報流出防止対策の強化について記載を追加。(運転監視)

2. 点検基準(案)

以下の試行点検基準について、本基準化を行いました。

- ・【総合点検】MPLレーダ雨(雪)量計システム
- ・【総合点検】ヘリコプター搭載型衛星通信設備(ヘリサット)
- ・【個別点検】衛星通信装置(固定局送受信装置:新スプリアス規格準拠)
- ・【個別点検】ITSスポット
- ・【個別点検】ヘリコプター搭載型衛星通信設備(ヘリサット)
- ・【個別点検】MPLレーダ雨(雪)量計システム

3. 点検・保守・運転監視業務積算基準(案)

以下の試行点検基準について、本基準化を行いました。

- ・【個別点検】衛星通信装置(固定局送受信装置:新スプリアス規格準拠)

点検業務共通仕様書等の改定について

4. 電気通信施設点検(保守)業務積算基準の運用(案)

旅費交通費及び移動拘束費について、原則、率計算とし、積算の効率化を図ることとしました。ただし、ライトバン及び徒歩の場合とし、その他の移動手段を用いる場合、別途積み上げ等により算出を行います。

4-2. 旅費交通費等の積算方法の改定概要

【従来】

- ・旅費交通費 → 点検周期ごとにループを構成し、積み上げにより算出し、直接経費に計上
- ・移動拘束費 → 積み上げにより算出し、直接人件費に計上
- ・移動拘束費に係る安全費 → 対象となる直接人件費より算出し、直接経費に計上
- ・移動拘束費に係る技術管理費 → 対象となる直接人件費より算出し、技術管理費に計上



【改定後】

・旅費交通費

= 対象労務費 × (滞在率 × 滞在係数 + (1 - 滞在率) × 日々通勤係数) × 所在地補正係数

※滞在係数 : 0.4、日々通勤係数 : 0.1

所在地補正係数 : 0.8(事務所等が県庁所在地と同じ市町村に所在する場合)

1.0(上記以外の場合)

なお、起点からの直線距離が25km未満の点検箇所を日々通勤対象箇所、25km以上の点検箇所を滞在点検箇所とすることとした。

- ・移動拘束費 → 旅費交通費に含まれる
- ・移動拘束費に係る安全費 → 旅費交通費に含まれる
- ・移動拘束費に係る技術管理費 → 旅費交通費に含まれる